

7 災害医療体制

(1) 現 状

- 道では、災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、平成8年度以降、災害拠点病院の整備を進めており、これまでに基幹災害拠点病院を1カ所、地域災害拠点病院を33カ所指定（令和2年4月現在）し、全ての第二次医療圏で災害医療を担う拠点病院を確保しています。
- 当地域では、市立稚内病院が、災害拠点病院（地域災害拠点病院）に指定されており、災害急性期（おおむね発災後48時間）に活動できる機動性を有する専門的訓練を受けた北海道DMAT指定医療機関に、平成26年3月から指定されています。
- また、様々な災害発生に備え、道が策定した北海道地域防災計画等に基づき宗谷総合振興局地域災害対策要綱を定め、この中の医療救護計画において、道、市町村、医療機関等が取り組む医療救護活動を定めています。
- 災害時に医療機関の状況を把握する手段である広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information Systemの略。）について、全ての病院（8病院）で整備されており、当該システムを活用した訓練による迅速な情報共有意識の醸成に取り組んでいます。

<災害拠点病院>

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設のこと。第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」と、更にそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」（都道府県に1カ所）に分けられる。

<災害派遣医療チーム（DMAT）>

Disaster Medical Assistance Teamの略。大震災及び航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームのこと

(2) 課 題

(災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化)

- 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があるとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制を構築しておく必要があります。
- 高齢化の進行とともに、高齢者等の要配慮者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。

(災害拠点病院の強化)

- 様々な災害発生に備え災害拠点病院では、施設の耐震化、EMISによる情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。

(災害派遣医療チーム（DMAT）の維持等)

- 大規模または広域的な災害時における医療活動にはDMATが必要となるため、市立稚内病院のDMAT機能を維持し、更なる技能の習得等について継続的に取り組む必要があります。

(3) 必要な医療機能

災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療体制を確保するとともに、急性期を脱した後も、避難所等での健康保持体制を確保するためには、日本赤十字社や医師会（JMAT等）などの協力機関との連携を図ることが必要です。

(災害拠点病院の体制確保)

- 災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受け入れ、広域搬送への対応機能、応急資機材の貸出機能等を発揮できるよう、訓練の実施等、平時からの備えを行っておくことが必要です。

(災害派遣医療チーム（DMAT）の体制確保)

- DMATにおいては、災害の急性期において、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を災害現場に派遣し、迅速に応急処置等を行うことができる機能が必要です。

< JMAT >

Japan Medical Association Teamの略。主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チームのこと。

(4) 数値目標等

指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	災害拠点病院整備数	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査(令和2年4月現在)
	北海道DMAT指定医療機関整備数	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査(令和2年4月現在)
	災害拠点病院における耐震化整備	整備済				北海道保健福祉部調査(令和2年4月現在)
実施件数等	災害拠点病院における業務継続計画(BCP)の策定	未策定	策定	策定	災害拠点病院での策定	北海道保健福祉部調査(令和2年4月現在)
	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院数	1	5	8	全病院での実施	北海道保健福祉部調査(令和2年9月現在)

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

当地域の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。

(災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化)

- 災害拠点病院（市立稚内病院）は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料などを供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。

また、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行います。

- 北海道DMAT指定医療機関（市立稚内病院）は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージや救命処置等」を行います。
- 保健所や市町村は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図ります。

<トリアージ>

傷病者に対する応急処置や傷病者の状態に応じた治療等の優先度、緊急度の選別

(災害拠点病院の強化)

- 防災マニュアルの整備及び業務継続計画（BCP）の策定を促進します。
- 定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。

(災害派遣医療チーム（DMAT）の整備)

災害時にDMATが有効に機能するため、研修参加による人材育成や定期的な訓練等を行います。

(広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用)

災害時におけるEMISの円滑な運用が重要であることから、各病院における定期的な入力訓練の実施を促進します。

(6) 医療機関等の具体的名称

【地域災害拠点病院】

医療機関名	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日
市立稚内病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日

(7) 歯科医療機関の役割

- 災害発生後には歯科医師会を中心とした関係団体等が連携し、歯科救護所の開設・運営、もしくは避難所や仮設住宅等への巡回歯科診療、巡回口腔ケア等を実施し、義歯紛失等による摂食嚥下障害、咀嚼障害を有する被災者への歯科医療提供や、高齢者の口腔機能の低下による誤嚥性肺炎予防に努めます。
- 口腔内所見による災害犠牲者の身元確認作業及び身元確認の有力な手掛かりとなるカルテ等診療情報の提供などに努めます。

(8) 薬局の役割

- 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、薬剤師会の協力を得て派遣体制の確保に努めます。
- また、災害時においては、救護所等において、医薬品や衛生材料等の需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理等が適切に実施できる体制づくりに努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

訪問看護ステーション利用者は、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者が多いため、各利用者ごとの災害時支援計画を作成し、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。